明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別表第三ベルマンビジットシステムの項の次に次のように加える。

セントラルアラート	株式会社自立コム	東京都渋谷区円山町28番４号

別表第四ＭＣＴＯＳ　ＭｏｄｅｌＷｘの項中「ＭＣＴＯＳ　Ｍｏｄｅｌ　ＷＸ」を「ＭＣＴＯＳ　Ｍｏｄｅｌ　ＷＸ」に改め、同表マイトビーＰ１０の項を削り、同表に次のように加える。

話穂	企業組合Ｓ．Ｒ．Ｄ	群馬県前橋市日吉町四丁目32番地12
トビーPCEye　コミュニケーション・パッケージ	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目６番18号
マイトビーC12Eye	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目６番18号
マイトビーC15Eye	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目６番18号

別表第五ビバボイスの項中「社団法人銀鈴会」を「公益社団法人銀鈴会」に改め、同表マルチレベルメッセージメイトの項からメッセージメイトの項まで及びスーパートーカーボードメーカータイプの項を削り、同表クイックトーカー２３の項の次に次のように加える。

トークトラック	パシフィックサプライ株式会社	大阪府大阪市北区天神橋一丁目18番18号

別表第五カーディナルの項の次に次のように加える。

読み上げペン　サトシくん　シールセット	株式会社コムフレンド	京都府京都市南区上鳥羽卯ノ花69番２

別表第五チッカディの項、ブルーバードⅡの項、トビーＳ３２タッチの項及びトビーＳ３２スキャンの項を削り、同表に次のように加える。

トビーS32スキャン	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目６番18号
トビーS32タッチ	株式会社クレアクト	東京都品川区東五反田三丁目６番18号

別表第七ブレイルメモＢＭ１６の項を削り、同表に次のように加える。

ブレイルセンス　Ｕ２　日本語版	有限会社エクストラ	静岡市清水区谷田12番24号

○厚生労働省告示第百十六号

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき、平成二十四年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

平成二十四年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額

区分	率又は額
省令第四条第二項の厚生労働大臣が定める普通調整係数	○・九六三五七六三〇七四一
省令第四条第四項の厚生労働大臣が定める補正係数	一・〇五三〇一二〇七三七三
省令第五条第四項の厚生労働大臣が定める一人平均所得額	五十一万千六百七十八円

○厚生労働省告示第百十七号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十七条第二項の規定に基づき、平成二十五年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十三年度における全保険者平均前期高齢者加入率を次のように公示する。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値	○・一三六四〇六九八
省令第十五条において準用する省令第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率	○・一一四二〇八九七

○厚生労働省告示第百十八号

介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成十一年厚生省令第九十一号）附則第二十四条の規定に基づき、平成二十三年度における老人保健施設療養費等確定率を次のように公示する。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率（同法第五十六条第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。）は、〇・〇〇二九五八一八九一九八一とする。

○厚生労働省告示第百十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十六条第四項並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号）の規定に基づき、平成二十五年度における健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十八条第一項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

一人平均所得額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率又は額とする。